税中河第１５２９号

平成２８年 9月 2日

自治労大阪府職員労働組合　税務支部

中河内分会　分会長　上田　利廣　様

大阪府中河内府税事務所

所 長　　　山 本

職場環境整備等の要求について

２０１６年8月１０日付けの要求事項について、別紙のとおり回答します。

# 自治労大阪府職員労働組合 税務支部 中河内分会　職場要求

| 番号 | | 要求事項 | 回答 |
| --- | --- | --- | --- |
| 1 | ① | 冷暖房運転・換気操作については、職員の健康に留意して行い、年間を通じて各階執務室を適温に保つよう弾力的に行うこと。また、運転時間を勤務時間終了まで延長すること。 | 冷暖房等については、職員の健康管理に注意しながら適切な運用に努めてまいりたい。 |
| | ② | OA化、A4版に対応した事務机に入れ替えること。 | 要求の趣旨を税政課に伝えてまいりたい。 |
| 2 | ① | 職員の健康管理体制の充実を図るため、安全衛生委員会の機能を強化し、快適な職場環境を確保すること。 | 引き続き、安全衛生委員会の機能・活動を充実強化し、職員の健康管理及び職場環境の改善に努めてまいりたい。 |
| | ② | エレベーターを設置すること。 | 要求の趣旨を税政課に伝えてまいりたい。 |
| | ③ | 窓ガラスに断熱フィルムを貼ること。 | 基本的にはブラインドを活用した上で、隙間から入る光や熱を防ぐ工夫を行うことで対応してまいりたい。 |
| | ④ | 照明器具の点検・補修を行うこと。 | 日常業務に支障がないよう、今後とも予算の範囲内で対応してまいりたい。 |
| | ⑤ | 床面の補修及び床面にカーペットを敷くこと。 | 床面については危険のないよう随時補修を行うとともに、執務室の温度管理についても職員の健康に注意しながら適切な運用に努めているところであるが、要求の趣旨については税政課に伝えてまいりたい。 |